

門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画

令和2年7月

門 真 市

目 次

1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
2. 浜町保育園仮設園舎の利用期限とその後の対応・・・・・・・・P.1
3. 保育環境の確保に伴う保護者の意向調査
 (1) 保育環境の確保方策と意向調査について・・・・・・・・P.2
 (2) 意向調査の結果について・・・・・・・・P.3
4. 浜町保育園在園児の保育環境の確保
 (1) 近隣の私立保育所・認定こども園等への転園・・・・・・・・P.4
 (2) 公共施設を一部改修し活用する施設での保育・・・・・・・・P.4
5. 浜町保育園の移転及び廃園手続き等のスケジュールについて・・・・P.5
6. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

【参考資料】

- ・ 門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画策定委員会設置要綱・・・・P.8
- ・ 門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画策定委員会 委員名簿・・・・P.10
- ・ 市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所の位置図・・・・P.11

1. 計画の趣旨

近年の少子化の進行による子どもの数の減少や女性の社会進出など、子どもを取り巻く環境の変化による教育・保育へのニーズの多様化に対応するため、今後の公立園のあり方を示した「門真市公立園最適化基本方針（以下「基本方針」とする。）」を令和2年3月に策定しました。

基本方針においては、将来の就学前児童人口等を勘案したうえで、公立園を適切な施設数とするため、国道163号を境として南北に分かれる教育・保育提供区域に各1園へと公立園を再編する方針や、就学前教育・保育等の充実・発展のために公立園が果たしていく役割を示しました。

本調整計画は、基本方針において公立園の再編方針の1つとして廃園の方向性を示した門真市立浜町保育園について、在園児の保育環境を確保しつつ、廃園に向けた調整を進めるための計画として策定するものです。

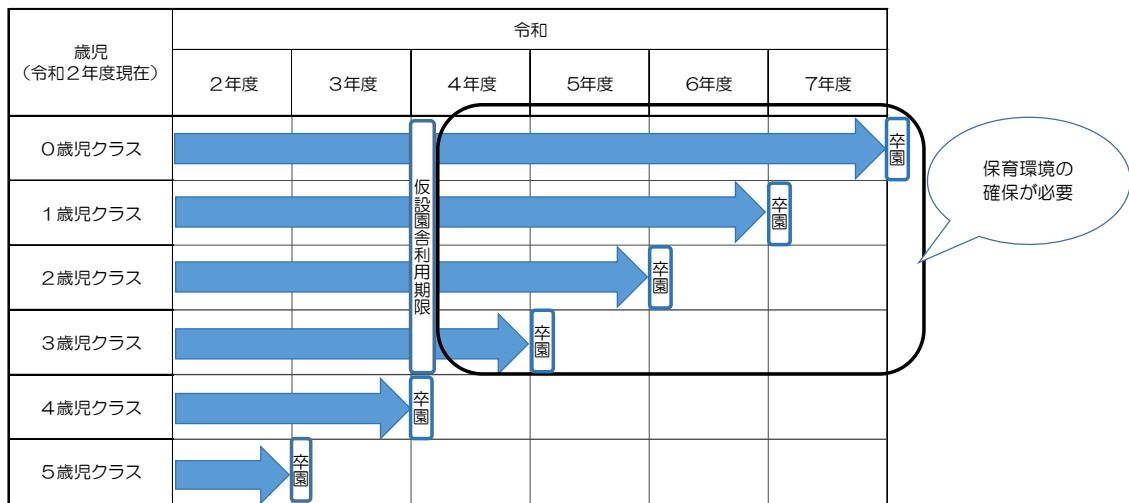
2. 浜町保育園仮設園舎の利用期限とその後の対応

浜町保育園においては、現在、仮設園舎での保育を実施していますが、利用期限が令和4年3月末日であることから、令和2年度現在0歳児～3歳児クラスの在園児は仮設園舎で卒園することができません。

そのような児童に対しては、安全・安心な生活環境の提供を第一に考え、何らかの形で保育環境を確保したうえで、廃園に向けての調整を進めます。

なお、0歳児クラスの在園児への対応については、入所申込の際に仮設園舎の利用期限が令和4年3月末日であることや、その時点では策定予定であった基本方針において、仮設園舎の利用期限をもって廃園となる方向性が示される可能性について説明していることから、1歳児～3歳児クラスの在園児への対応と一部、異なることとなります。

【各クラスの在園児の卒園時期】



3. 保育環境の確保に伴う保護者の意向調査

(1) 保育環境の確保方策と意向調査について

当初、在園児に対する仮設園舎の利用期限後の保育環境の確保方策としては、近隣の私立保育所・認定こども園等への転園案（以下「転園案」とする。）を主に検討していました。

しかし、基本方針策定の際に浜町保育園で行った説明会にて保護者からいただいたご意見や、令和2年2月下旬から3月上旬にかけて実施した基本方針のパブリックコメントにおいて、転園以外の方策を求める声があったほか、本市においても公共施設等を活用した保育の提供について模索していたことから、新たな案の提案に向け、さらに検討を進めました。

その結果、専用の園庭がないことや、行事の実施に工夫が必要となるなど一定の制限があるものの、既存の公共施設（門真市役所分館等）を一部改修のうえ、活用することで令和2年度現在1歳児～3歳児クラスの在園児が卒園するまでの間、保育を提供する案（以下「公共施設改修案」とする。）が実現の可能性が高い方策として挙がりました。

そこで、この公共施設改修案が保護者の希望する方策の1つとなり得るのかを確認するとともに、転園案と公共施設改修案のそれぞれを希望する保護者の数を把握するため、令和2年5月下旬に在園児の保護者を対象に意向調査を行

いました。

意向調査の実施にあたっては、1歳児～3歳児クラスの在園児の保護者に対し、公共施設改修案について個別に説明したほか、さらに詳細な説明を希望する保護者に対しては、令和2年5月中旬に再度説明の機会を設け、個別の質問などにもお答えしました。

(2) 意向調査の結果について

意向調査については、あくまでも調査時点の意向を確認するもので、最終の意向確認ではないことをお伝えしたうえで実施しました。

選択肢としては、転園案、公共施設改修案、その他の3つを設けました。

転園案を選んだ場合は、第1希望・第2希望の転園希望先及び転園希望時期を記入する欄を設け、その他を選んだ場合は、具体的な希望を記入する欄を設けました。

意向調査の結果、令和2年度現在1歳児～3歳児クラスの総在園児数34名のうち21名が公共施設改修案を希望、11名が転園案を希望、2名がその他と回答し、全体の約6割の保護者が公共施設改修案を希望しました。

| (単位:人) | 対象者数 | 公共施設改修案 | 転園案 | その他 |
|---------|------|---------|-----|-----|
| 1歳児クラス | 8 | 4 | 2 | 2 |
| 2歳児クラス | 9 | 6 | 3 | 0 |
| 3歳児クラス | 17 | 11 | 6 | 0 |
| 合計 | 34 | 21 | 11 | 2 |
| 総回答数 34 | | | | |

※令和2年度現在0歳児・4歳児・5歳児クラスの在園児は集計から除外しています。

4. 浜町保育園在園児の保育環境の確保

浜町保育園仮設園舎の利用期限後に在園児が保育を受けることのできる環境を確保するため、次の(1)(2)を方策として調整を進めます。

対象となる児童は、2つの方策のいずれかを選択することとなります。

(1) 近隣の私立保育所・認定こども園等への転園

令和2年度現在0歳児～3歳児クラスの在園児を対象に、希望する転園先への優先的な入所を実施します。また、1歳児～3歳児クラスの在園児を対象に転園に係る初期費用等の補償を検討します。

| | |
|-----------|------------------------------|
| 適用期間 | 令和2年10月から令和4年3月まで |
| 優先的な入所の対象 | 令和2年度現在、浜町保育園の0歳児～3歳児クラスの在園児 |

※適用期間外においても転園することは可能ですが、優先的な入所等の対象にはなりません。

(2) 公共施設を一部改修し活用する施設での保育

公共施設改修案に一定の希望があったことから、令和2年度現在1歳児～3歳児クラスの在園児が卒園するまでの間、浜町保育園として引き続き保育サービスを提供するための調整を進めます。

この方策を希望する在園児は、令和4年3月末日までは浜町保育園仮設園舎での保育を継続し、令和4年4月1日以降は公共施設を改修し、新たに設置する施設で保育の提供を受けることとなります。

なお、0歳児クラスの在園児は、入所申込の際に仮設園舎の利用期限が令和4年3月末日であることや、その時点では策定予定であった基本方針において、仮設園舎の利用期限をもって廃園となる方向性が示される可能性について説明していることを踏まえ、この方策の対象としていません。

| | |
|------------------|------------------------------|
| 新園舎での 保育開始予定日 | 令和4年4月1日 |
| 園の名称 | 門真市立浜町保育園 |
| 対象 | 令和2年度現在、浜町保育園の1歳児～3歳児クラスの在園児 |
| 定員数 | 希望者数に応じて設定 |
| 給食 | 自園調理にて提供 |

※新しい園舎での開園時間、休園日、保育料、延長保育等については浜町保育園で提供している内容に準じます。

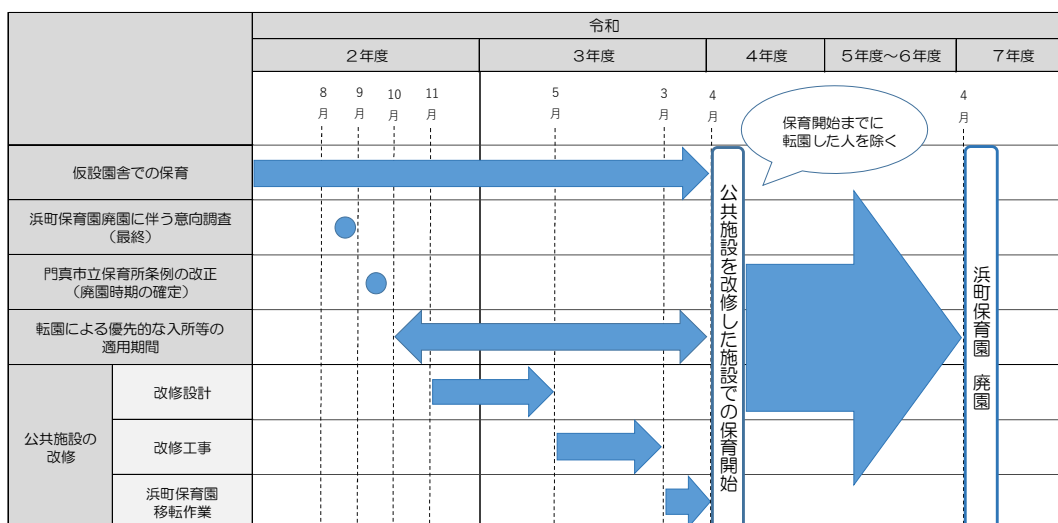
※新しい園舎での保育内容については、原則浜町保育園で提供している内容に準じますが、専用の園庭がないことや、行事の実施に工夫が必要となるなど、内容の一部に制限があります。

5. 浜町保育園の移転及び廃園手続き等のスケジュールについて

令和4年4月以降も公共施設の一部を改修し、新たに設置する施設で保育を継続することを踏まえ、浜町保育園の廃園時期は令和7年3月末日とします。

なお、浜町保育園の廃園やその時期については、令和2年9月に予定している「門真市立保育所条例」の改正をもって確定することになります。

【浜町保育園廃園までの想定スケジュール】



6. 計画の進行管理

本調整計画のとおり、浜町保育園の廃園に向けた取組を進めるため、逐次、進行管理を行い、問題が生じた場合は調整のうえ必要な改善を行います。

また、計画を進めるにあたっては浜町保育園の保護者のご意向を随時確認しつつ、丁寧な対応に尽力します。

参 考 资 料

門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市公立園の最適化を進めるに当たり、令和 2 年 3 月に策定した門真市公立園最適化基本方針において、廃園を方向性として示した門真市立浜町保育園について、在園児の保育環境の確保等をしつつ、廃園に向けた取組を進めることを目的とした門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画（以下「計画」という。）を策定するため、門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長はこども政策課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にあるものとする。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

管財統計課長、子育て支援課長、保育幼稚園課長、門真市立保育園長、門真市立認定こども園長、こども発達支援センター長、門真市立幼稚園長、公共建築課長、建築指導課長

(職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども部こども政策課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画の策定を完了した日をもって、その効力を失う。

門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画策定委員会 委員名簿

| 役職 | 氏名 | 所属 |
|------|--------|--------------|
| 委員長 | 美馬 忠法 | こども政策課長 |
| 副委員長 | 高田 隆慶 | 企画課長 |
| 委員 | 木本 吉則 | 管財統計課長 |
| 委員 | 寺西 乾二 | 子育て支援課長 |
| 委員 | 西川 和志 | 保育幼稚園課長 |
| 委員 | 明浄 慶子 | 上野口保育園長 |
| 委員 | 岩根 克美 | 浜町保育園長 |
| 委員 | 清水 玉美 | 砂子みなみこども園長 |
| 委員 | 石丸 琢也 | こども発達支援センター長 |
| 委員 | 中川 のり子 | 大和田幼稚園長 |
| 委員 | 東 訓之 | 公共建築課長 |
| 委員 | 高岡 華織 | 建築指導課長 |

